

千歳市児童発達支援センターの設置について

こども福祉部こども療育課

1 千歳市児童発達支援センター設置にあたっての経緯

改正児童福祉法33条の20（平成30年4月1日施行）に規定する「市町村障害児福祉計画」として国が定める基本指針に基づき、第1期千歳市障がい児福祉計画（平成30年4月～令和3年3月）では、児童発達支援センター（以下「センター」という。）を令和2年度末までに設置することとしており、市ではこれまで必要な人員配置や施設整備について内部検討を行い、設置要件が整ったことから、「千歳市児童発達支援センター」を、令和2年4月1日に開設する。

2 児童発達支援センターの役割

日常生活における基本的動作の指導や、自立した生活に必要な知識や技能の獲得に向けた支援、集団生活への適応のための訓練など、これまで千歳市こども通園センターとして行ってきた事業の他、センター内に障害児相談支援事業所を備え、保育所等訪問支援を行うなど、地域支援の拠点としての役割を担う。

センター設置後は、幼稚園や保育所、認定こども園や民間の児童発達支援事業所等と連携して子どもの支援を進め、子ども一人ひとりを市全体で一体的に支援する体制を構築する。

3 令和2年4月以降の体制

これまでの千歳市こども通園センターでは、未就学児のほか就学児も支援対象としてきたが、児童発達支援センターは未就学児のみを対象とする機能であるため、就学児については多機能型事業所である千歳市通所支援センターを設置し支援を行うこととする。

なお、これらの2つの機能は、施設、人員ともに一体的な運営を行うものであることから、総称を千歳市児童発達支援センターとする。

総称	千歳市児童発達支援センター						
機能	千歳市児童発達支援センター				千歳市通所支援センター		
法に基づく事業名	児童発達支援センター事業				多機能型事業		
事業の内容	千歳市指定障害児相談支援事業所	児童発達支援事業 (未就学児)	保育所等訪問支援事業 (未就学児)	居宅訪問型児童発達支援事業 (未就学児)	放課後等デイサービス事業 (就学児)	保育所等訪問支援事業 (就学児)	居宅訪問型児童発達支援事業 (就学児)

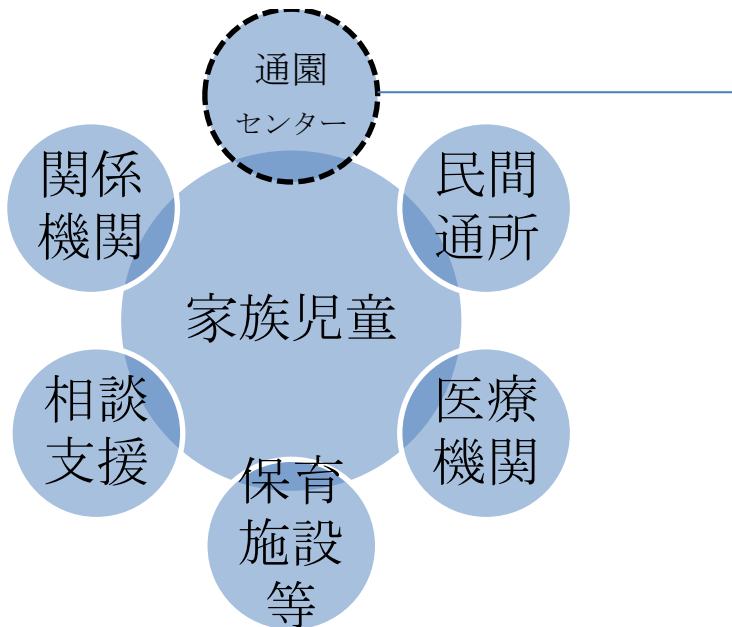
4 利用料について

児童発達支援センターは、児童福祉法の定める報酬単価に基づき、児童発達支援事業の1回分の利用料は約1,081円（予定）となる。従前のこども通園センターの利用料（531円）より550円の増額となる。

このことから、本市では、「就学前の障害児の発達支援の無償化」対象外となる3歳未満児の利用料を従前通り据え置くこととし、市独自の助成制度を創設し保護者の負担緩和を図ることとする。

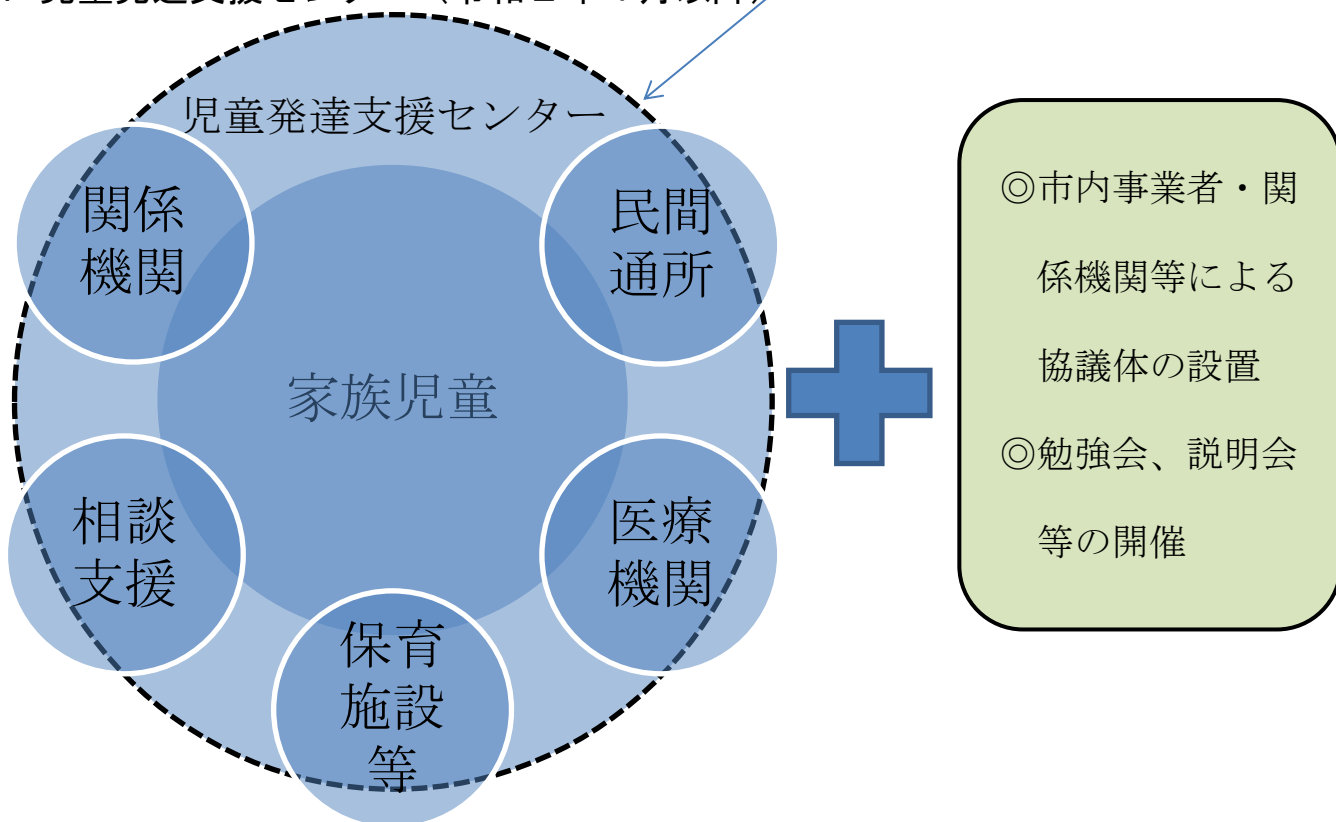
イメージ図

1. こども通園センター（現状）



* 家族・児童を中心に各事業所が取り巻くように機能した療育支援体制（従来型）

2. 児童発達支援センター（令和2年4月以降）



* 児童発達支援センターの機能を充実し、地域の中核的なセンターの役割を担う療育支援体制